

財 関 第 444 号
平成 27 年 4 月 23 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する
取扱いについての一部改正について

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 26 年 12 月 24 日財関第 1309 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 27 年 4 月 25 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 26 年 12 月 24 日財関第 1309 号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。
2. 別紙様式を別紙 2 のように改め、別紙様式の次に別紙 3 のように加える。